



M&A 会計 実践編 第 3 回 段階取得の会計処理と価格算定

事例：関連会社を連結子会社とした際に段階取得損益が発生したケース

段階取得の会計処理

－ 関連会社を連結子会社としたとき、既存持分が時価評価され、「段階取得損益」が発生

Q:先日、ある上場企業が、40%出資している関連会社の株式を追加取得して 51%子会社とし、それに伴い「段階取得に係る差益」(特別利益)が 1,000 億円発生したということで、業績修正発表をしていました。株式を売却したのならともかく、11%分の株式を買い取ると巨額の利益が出る、というのに違和感があるのですが、どのような仕組みなのでしょう。

A(会計士):ある事業を遂行するためパートナー企業と組むときは、最初は出資割合が 20%未満の少数出資や、20%~50%の関連会社出資とするケースがあります。その後に自社の関与を高める目的で、当該会社に追加出資をして支配権を獲得(50%超出資)することがあります。このときに、支配獲得前の既存持分、このケースでは 40%持分に対する時価と簿価との差額が「段階取得に係る差損益」になります([M&A 会計の解説 第 2 回~第 4 回参照](#))。同じ会社に出資していても、会計上は、支配獲得前の会社への出資と支配獲得後の子会社への出資とでは、投資の性格が大きく違うと考えて、いわば別の銘柄に置き換わったように既存持分を処分して(投資の清

算)、改めて新規にその会社の株式を一括して取得したと考えるわけです。「支配」の有無は、会計上は決定的な違いとして扱われているわけですね。

Q:この事例を有価証券報告書でさらに調べてみました。そうすると、企業結合関係の注記で、被取得企業の取得原価は以下の合計からなると記載されていました。

項目	金額	議決権比率
企業結合日直前に保有していた被取得企業株式の企業結合日の時価	1,500 億円	(40%)
追加取得に伴い支出した現金預金	800 億円	(11%)
合 計	2,300 億円	(51%)

A(会計士):このケースでは、段階取得差益が 1,000 億円発生しているので、支配獲得前の既存持分の帳簿価額(関連会社株式なので持分法評価額)は 500 億円だったことになりますね。簿価 500 億円の被取得企業株式をその時の時価である 1,500 億円で処分したものとして会計処理したのだと思います。

既存持分と追加取得持分の評価

—支配プレミアムを含むかどうか

Q:この点に関する企業結合会計基準の定めは、以下の 25 項(2)の部分ですよね。

取得が複数の取引により達成された場合(段階取得)の会計処理

25. 取得が複数の取引により達成された場合(以下「段階取得」という。)における被取得企業の取得原価の算定は、次のように行う。

- (1) 個別財務諸表上、支配を獲得するに至った個々の取引ごとの原価の合計額をもって、被取得企業の取得原価とする。
- (2) 連結財務諸表上、支配を獲得するに至った個々の取引すべての企業結合日における時価をもって、被取得企業の取得原価を算定する。なお、当該被取得企業の取得原価と、支配を獲得するに至った個々の取引ごとの原価の合計額(持分法適用関連会社と企業結合した場合には、持分法による評価額)との差額は、当期の段階取得に係る損益として処理する。

(1)の個別財務諸表上は、既存持分は(時価評価されることはなく)取得原価のまま繰り越されることになるので素直に理解できました。一方の(2)では「個々の取引すべての企業結合日における時価をもって、被取得企業の取得原価を算定する」とされていますが、この2つの事例を見ると、その時価が2つあるように思うのですが。具体的には、既存持分は 1%当たり 37.5 億円(=1,500 億円/40%)、追加取得持分は 1%当たり 72.7 億円(=800 億円/11%)と倍近い差があります。なぜなのでしょう。

A(会計士):確かに同じ企業結合日の時価といっても、2つの時価が存在しているようですね。これはコントロールプレミアム(支配プレミアム)が影響しているのだと思います。持分を 50%超取得することにより、取締役の選解任、配当、組織変更等、会社の運営を株主総会の決議を通して支配できるので、その分、支配権がないときよりプレミアムが付くわけです。買い手にとっては支配の獲得によりシナジーによるメリットがあるので、通常、市場で売買される株価より高い金額で取得され、それでも採算が合うと判断しているわけですね。

Q:時価の算定方法(評価技法)には、どのようなものがあるのですか。

A(会計士):いくつかの手法がありますが、ここでは「類似会社比較法」と「DCF 法」を取り上げたいと思います。類似会社比較法は、上場している類似企業の株価(正確には各種指標の株価に対する倍率)を参照して、評価対象会社の株式評価を行う方法で、マーケット・アプローチの代表的な評価方法です。この評価手法は市場で売買される株価を基礎としていますので、少数株主としての価値を表しています。もう1つの DCF 法は、将来生み出すと予想されるキャッシュフローの現在価値の合計をもとに企業の評価を算出する方法で、インカム・アプローチの代表的な評価方法です。この評価にあたっては、「将来生み出すと予想されるキャッシュフロー」に企業が支配権を獲得することによって実現されるシナジーも織り込むことになるので、支配プレミアムが反映された評価となります。このため、通常、類似会社比較法より高い評価がなされることになります。

Q: そうすると、先ほどのケースでは、支配獲得前から保有していた既存持分の時価を算定するときは、支配プレミアムを含まない類似会社比較法により評価し、支配の獲得が関係する追加取得持分については支配プレミアムを考慮した DCF 法による評価を行っている可能性がありますね。

既存持分と追加取得持分の評価

－財務諸表に与える影響と開示の充実

A(会計士): 既存持分の評価は、「段階取得に係る差損益」の金額に影響を与えるわけですが、のれんの金額にも影響を与えることになります。つまり、既存持分の取得原価(時価評価後)が大きければ、「段階取得に係る差益」(特別利益)が大きくなりますが、同時に、のれんの額も大きくなるわけで、それは将来の償却負担の増加につながるようになります。このように、既存持分の評価は、会計処理を行ううえで、特に重要な意味を持つことになります。

他方、支配獲得時の追加取得持分の評価は、のれんの金額に影響を与えますので会計処理上も大切ですが、追加取得の対価の額は、それが子会社化をするための適正な対価の額なのかどうか(取引価格の算定)という点が、特に重要になります。

Q: 先程の例では、プレスリリースの中で、既存持分と追加取得持分については時価評価の考え方が異なること、会計処理の重要性を踏まえてそれぞれ別の評価専門会社からの株式価値算定書を入手していることなどが記載されていました。

A(会計士): 時価の算定は、前提や判断が必要であり、その結果は、財務諸表に重要な影響を与えることになります。このような場合には、価格算定や対価の決定プロセス、会社の考え方など、財務諸表利用者にはしっかり開示することが、経営者の説明責任の観点から、とても大切なことです。

Q: 本日はありがとうございました。

会計上のポイント

- 段階取得が行われると、支配獲得時に既存株式の時価と簿価との差額が段階取得損益として特別損益に計上される。
- 既存株式の時価の算定は、段階取得損益のみならず、のれんの金額にも影響を与える。
- 既存株式の評価と支配獲得時の追加取得株式の評価は、支配プレミアムを含むかどうかにより大きく異なる金額で算定されることがある。財務諸表に重要な影響を与える場合には、関連する事項を適切に財務諸表に開示することが大切である。

執筆者

デロイトトーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社
M&A 会計実務研究会 萩谷和睦 森山太郎

デロイトトーマツグループは日本におけるデロイトトウシュートーマツリミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツコンサルティング合同会社、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイトトーマツ税理士法人およびDT弁護士法人を含む)の総称です。デロイトトーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約40都市に約9,400名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループWebサイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクアドバイザー、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスをFortune Global 500®の8割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約245,000名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#) もご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイトトウシュートーマツリミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTLおよび各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitteのメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細はwww.deloitte.com/jp/aboutをご覧ください。

本資料は皆様の情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2017. For information, contact Deloitte Tohmatsu Financial Advisory LLC.